

県北広域振興局長告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、久慈市土地改良区（久慈市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成24年4月13日

県北広域振興局長 松岡 博

理事

水上 清美 久慈市小久慈町第54地割15番地1